

議 事 録

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------|--|
| 会議名 | 平成26年度 第1回寒川町都市計画審議会 | | |
| 開催日時 | 平成26年7月30日（水）午後2時～4時 | | |
| 開催場所 | 議会1会議室 | | |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 | <p>委員：綾木委員、大谷委員、三堀委員、関口委員、藤沢委員、中村委員、藤井委員、加藤委員、鈴木委員、内野委員、山本委員</p> <p>事務局：常盤都市建設部長、新倉拠点づくり部長 柄澤都市計画課長、伊藤倉見拠点づくり課長 廣田主幹、米山副主幹、杉崎技師 皆川副主幹、鈴木主査</p> <p>〔欠席者：右城委員、後藤委員、島村委員、杉山委員〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者 1名</p> | | |
| 議 題 | <p>1. 茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定） 諮問</p> <p>2. 茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定） 諮問</p> | | |
| 決定事項 | / | | |
| 公開又は非公開の別 | 公開 | 非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） | |
| 議事の経過 | <p>1. 開会 （常盤部長）</p> <p>皆さん、こんにちは。定刻よりちょっと前なんですけれども、皆さんお集まりなので始めたいと思います。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、また大変暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまより平成26年度第1回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます都市建設部長の常盤と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> | | |

それでは、開催に当たりまして、中村会長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(中村会長)

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。中村でございます。茅ヶ崎都市計画道路の変更の案件でございまして、今回、4回目になりますけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(常盤部長)

ありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

一番上に本日の会議次第、その下に「委員名簿」「都市計画審議会条例」が続いているかと思えます。さらにその下に資料1「茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）」、資料2といたしまして「茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）」、資料3「都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）」があると思えます。一番最後に参考といたしまして説明用スライド資料があると思えますが、過不足ございませんでしょうか。わかりました。

また、本日の出席委員さんは現在10名でございます。藤井委員さんからおくれるという連絡が入っておりまして、予定では11名でございます。寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日、自治会長連絡協議会の右城委員、寒川町農業委員会の後藤委員、寒川町商工会の島村委員、藤沢土木事務所の杉山委員は所用により欠席されております。

また、本日出席の委員で、今年度に入り改選された委員の方が2名いらっしゃいますので、自己紹介をいただきたいと思えます。恐れ入りますが、大谷委員、鈴木委員の順に自己紹介をお願いいたします。

(大谷委員)

大谷でございます。自治連のほうから代表でやってきました。現在、田端地区の自治会長をやっております。よろしく願いいたします。

(鈴木委員)

皆さん、こんにちは。農協の運営委員長にこのたびなりまして、今までは宇田川委員長がやっておられましたが、交代になりましたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(常盤部長)

ありがとうございました。

また、本日欠席の委員で、今年度に入り改選された委員の方がいらっしゃいま

すので、ご報告をさせていただきます。まず、寒川町農業委員会の後藤委員、藤沢土木事務所の杉山委員が新たに委員になっていただいております。

さて、本日の議題は、昨年度に3回ご審議いただいた茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）及び茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）になりますが、本日諮問させていただきますして、即日、答申をお願いしたいと考えております。その関係から、私どもの職員が各委員さんに事前に説明資料を持参し、直接説明させていただいたところですが、貴重なお時間を割いていただき、ご協力ありがとうございました。なお、事前説明資料から修正している事項がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開することとなっております。したがって、本審議会においても、傍聴希望者は個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、審議会等の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成しまして、委員の皆様のご確認をいただいた後にホームページ等で公開させていただきますので、あわせてお願いいたします。

それでは、これから議事の進行につきましては、中村会長をお願いいたします。
(中村会長)

かしこまりました。早速議題に入ります。

本日、1名の傍聴者がいられるということでございます。委員の皆さんにお諮りします。入場していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(中村会長)

ありがとうございます。それでは、入場をお願いいたします。

(傍聴者入室)

(中村会長)

本日は2件の諮問案件があるということでございますけれども、一括して諮問いただくということでお願いいたします。

では、町長、お願いします。

(木村町長)

寒川町都市計画審議会
会長 中村文彦様

寒都第153号
平成26年7月30日

寒川町長 木村俊雄

茅ヶ崎都市計画道路（神奈川県決定）の変更について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

諮問第24号

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）3・4・4号柳島寒川線の変更

寒都第154号

平成26年7月30日

寒川町都市計画審議会 会長 中村文彦様

寒川町長 木村俊雄

茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

諮問第25号

茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）

3・3・3号宮山線の変更

3・3・4号倉見大神線の追加

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

（諮問文書写配付）

（中村会長）

審議に入る前に、町長から一言ご挨拶があるということでございます。よろしくお願いたします。

（木村町長）

本日は大変お暑い中、またお忙しい中、審議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま諮問をさせていただきました。平成26年度第1回目の審議会と今回なるわけでございますが、案件である3つの道路につきましては、今まで3回ご

報告という形で開催をさせていただきまして、その間、さまざまなご議論をいただいたところでございます。

特に倉見地区のまちづくりの方針がなかなか定まらない状況等、未確定な要素がある段階でご審議をいただいていることは、承知をしているところでございます。これに対しまして後ほど事務局より説明をいたしますが、町として現在、一定の方針決定に向けての地元説明会等の動きを行っているところでございます。今回はこの場において、広域道路ネットワークの必要性の観点から3つの道路につきまして諮問をさせていただき、町の近未来像の実現に向けて一歩前進させていただきたいと考えているところでございます。

あわせて、これらの道路につきましては、倉見地区のまちづくりを支える骨格道路としての役割もあることから、その早期合意形成に向けても引き続き邁進してまいりたいと考えております。

これらのことから、寒川町にとりまして重要な都市計画と認識している案件でございますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、私、審議をされている間は自席にて待機をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、よろしくお願いいいたします。

(町長退室)

(中村会長)

それでは、ただいま諮問のありました案件について、審議に入らせていただきます。

本案件につきましては、先ほど事務局からお話がありましたように、本日、答申の形で審議を進めていこうと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(中村会長)

それでは、議題(1)(2)と分かれておりますが、関連する案件ということでございますので、一括して説明をいただき、その後、質疑応答ということになっていくと思います。

それでは、議題の説明をお願いいたします。

(広田主幹)

※資料説明

(中村会長)

ありがとうございました。

それでは、事務局からここまでの経緯も含めてのご説明がございましたので、

質問、ご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

(藤沢委員)

藤沢ですが、今説明いただきましたけれども、意見書について私は町の考え方をもう少し伺ってみたいと思ったんです。実際には意見書は140以上、私どものほうでは集まっていた。しかし、6月20日の金曜日の日付では115を少し超えたところでございます。それは全て反対でございます。

それだけの反対意見が出ているということは、大きく関心を持たれている。大きく関心を持たれているながら、賛成が一つもないということについて、町はどういうふうに考えているか。もともとこの意見書についても、1月8日に公聴会がございました。その公聴会とて賛成者は一人もなく、4人の公述は全部反対だった。反対、反対で114も来ている。公聴会するときにも意見書に賛成がゼロということは、これは町としては大きく反省なり、あるいは特別な見解でも表明すべきではなかったんですかね。いかがでしょう。

(新倉部長)

この反対意見、A型については、主に河川敷にあるグラウンドがつぶされるというお話でございます。これにつきましては今、事業主体である県と地元で代替案というのをつくっております。その代替案でまとまりつつあると聞いておりますので、グラウンドについての問題はなくなると考えております。

ツインシティ橋反対、柳島寒川線反対ということにつきましては、この意見書のとおり、考え方としては、理屈がついていると言うのはおかしいんですけども、形的にはついているのかなと考えております。

以上でございます。

(藤沢委員)

確かにグラウンドとか、相模川は県民の母なる川、これは県が大分主張している言葉、それをなぞらえているということは、今、部長の言葉にもありましたけれども、グラウンドとか共有地は県のほとんど心配というか、過分なご配慮と。町は何にも表明してないんですよ。

確かにグラウンドとか共有地を出していますけれども、この背景は何といても町が6項目の公約を破ったということと、私どもは6項目で全てを縛ってしまおうとはしない。地元はそういう考えなんです。膝詰めを求めていたんですけども、膝詰めは一度もやらないで、こういう感じでした。表面へ出てきてものはグラウンドとか共有地ですけども、本当の背景というのは、全く地元とのコンセンサスもなければ、いわゆるきずなもなければ、潤いもないことに対する百四十何人の怒りがここへ出ているということです。

どうなんですか。町長もおられれば、町長が何とかおっしゃられたかとも思うんですけども、これからも多分膝詰めはおやりにならないだろうなと思うんで

すが、どうですか。

膝詰めをあなた自体がやったことはないんです。地元が望むのは6項目ですけども、6項目で縛ってしまおうとは思ってない。いろいろな事情があれば膝詰めの中で、実は4番目についてはこういう項目ですけども、どうでしょうという話し合い、あるいはこれから項目の一番上へ入っていきますけれども、区域区分についても、こういう立場はどうだという膝詰めがあるべきだろうと思うけれども、これ以降についても町は膝詰め意向というのは示していませんよ。

もっとよろしいですか。例えば先ほども説明がありましたけれども、7月27日には地元の説明会をやりました。珍しく80人以上も見えられましたということで、それは確かに80人以上見えました。皆さん進んで見えられました。しかし、その説明会は、町は全然やろうとはしなかったんですよ。そこで県議員さんと県からわざわざ課長さん、あるいは課長代理もお見えになって、7月14、15、16か、膝詰め3時間も4時間も協議をして、じゃ、町が説明会を持ちましょうと、ようやく説明会を持った。

説明会の前は、私どもの公約遵守とか膝詰めどころじゃなくて、7月13日までは地元との話し合いを、町長自身が私どものほうへ来て打ち合わせをして、7月14日からはいきなり38軒を対象に戸別訪問を始めてしまった。これについて地元は全くひどい話だということで、そしてちょうど県からも県議員さんが見えていられましたし、3時間、4時間の町との話し合いもしました。そして、16日にも町長は出てみえませんでしたけれども、部長も課長も出てこられた、その席で県議員と県の課長さん、課長代理が地元への説明会はやるべきですよ、町はこれから早急に連絡をして、おやりになるべきですよという意見があって、初めて町は説明会をやった。

私らは当然だと思いました。それは短い間だったけれども、80人を超える出席者になった。これは木村町政始まって初めての人寄せになってしまった。部署の中で話し合いをやりましょか、進めましょか、地元へ求めていましょかと言っているけれども、実際にはそうじゃないんですよ。それをどういうふうに今考えているか。それらが114に集結してきた。公述反対のみ4人というような、全く賛成ゼロがこれに働いている。

私ども地元はやっぱり都市マスを心得ています、2020も心得ております。それから、平成14年3月に町がつくった寒川町倉見まちづくり基本計画、これは私らがその前に批判をしようとして反対をしようとして、これは大きな枠の中で決められた、議会でもそれを承認するとか、その方向へ進もうとしている。むしろ進むのがその前だったんですよ。

そういうことで反対ばかりで、賛成がゼロということについての町としての意見なり、あるいは反省点を表明すべきではないかと思ひ、それらを繰り返さな

がら前へ進んでいかなきゃだめだと私は思っています。

(伊藤課長)

この4月から、私、倉見拠点づくり課長となりました伊藤と申します。

今、藤沢委員さんのおっしゃっているとおり、藤沢委員につきましては促進協の会長もやっていただいて、倉見のまちづくりについては当初より深くかかわっていただいて、大変ご尽力いただいているところでございます。

今回の経緯につきましては、先ほどあったように24ヘクタールという、口頭での説明になりますけれども、そこを22年に示したというところも含めて、再三にわたって藤沢委員さんのほうからも、町長に対しては、そういう発言がないじゃないかといった趣旨もございました。さまざまな経過を経る中で、線引きの絡み、前回、私は都市計画課長で、3月24日には7回線引きのところで、これをこの場でもさせてもらったことがございます。

そういった経過も含めて、6回線引きが間近に終わるよという時期的な部分もございまして、県からも農家の地権者の意向把握というのが極めて重要になってくるというお話もいただいたところ、再三にわたって町長も藤沢委員さんのご自宅等にお伺いしながら、ご協議をさせていただきたいという話がかねてより行ってございました。結果、さまざまな状況が相まって、今回の農家地権者の意向把握というものを今月の15日から開始したところでございます。

ただ、その前に、全体の説明会等がなされた上で本来やるべきであるということは、当然我々どもも認識していたところでございます。その話し合いがつかなかったことによって、先に回らせていただいた中で、先ほど藤沢委員さんのおっしゃったとおり、県会議員または県の職員の方等もお話にかかわっていただきまして、23日には地元の役員さんと、また27日については倉見の全体の、今、一般保留となっている63ヘクタール内の地権者の方を対象に、この説明会を打っていくということをお話を申し上げたところでございます。

その中でも、さまざまな行き違い等も含めて町長のほうからも、23日の役員会では藤沢委員さんのそういった指摘も踏まえて、皆さんに謝るべきところは謝るんだということで、謝罪の場を設けていただきました。そして、27日においても、そのような意見をぶつけられた藤沢委員さんも、その場ではそういうご発言もございましたけれども、我々としてもそれを真摯に受けとめて、まちづくりは町としても大事な事業でございます。先ほど藤沢委員さんもおっしゃられていたとおり、平成14年策定のツインシティの倉見まちづくりの計画にのっとってやっていくべきだというお話もかねがねいただいているところから、今回はこのような形で開催をさせていただいて、以降はまた地元に入って行く。膝詰めというふうにお話をいただいておりますので、細かい単位で、そごがないような形で進めさせていただければということで、またお願いをしているところでござい

ます。

私の意見としてはそういうことでございます。

(中村会長)

経緯がよく理解できました。ありがとうございました。膝詰めという言葉はあまりあれですけれども、面と向かって、少人数単位できちんと意見を言い合うという、あるスタイルではそれをタウンミーティングと、いろいろな言い方をしますけれども、そういう意味合いでいいんですよね。よろしいですか。

(藤沢委員)

やっぱり膝詰めは大事だと思います。

(中村会長)

膝詰めというのが大事ですか。

(藤沢委員)

心が通ってくると、言いたいことは半分にしようとかね。だから膝詰めを。

(中村会長)

今のお答えは、今後これから先、地域にいろいろ入っていく中で、膝詰めも含めてやれるというふうに。

(伊藤課長)

小単位の中で、また皆さんのご理解が得られるように合意形成に努めていくというふうに町としては考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

(中村会長)

この件に関してほかの委員の方からご発言、ご意見、コメントございましたら。

(綾木委員)

状況がよくわからないので、わかる範囲でご説明いただきたいんですが、この意見書の中でグラウンドというふうになってはいますけれども、グラウンドの意味がよくわからなかったんです。地元にながら、倉見のスポーツ公園かなと思ってみたりもしたんですが、全然場所が違うというところで、寒川町のいろいろな資料を見てもなかなかこの場所が出てこないものですから、どういう位置関係にあるのか。河川の中、また水面に非常に近い部分の、航空写真を見ますと、そういう位置づけになるんですけれども、これだけの反対意見が出ていると、そこら辺をわかる範囲で、背景として教えていただければと思います。ちょっと話が拡散しちゃうのかわからないんですけど。

(中村会長)

グラウンドの場所と、そこは今どう使われているかという話ですね。

(広田主幹)

まず、お手元の資料の8ページにもあるんですけれども、グラウンドとして利

用いただいている土地の区域はおおむねこの区域になります。これがグラウンドと称する。そして、倉見大神線の計画線は、ご説明したとおり赤色でお示ししてある部分ですね。ほぼ間下という形になります。位置については以上になります。

(伊藤課長)

それで、そこにグラウンドは存在してございます。それにつきましては民有地という形で、藤沢委員さんを中心とした倉見共有地の会の所有の土地でございませう。そこについては河川の区切りがあって、高水域、低水域という部分で、低水のところに存在しているというので、先ほどこちらの意見書の提出の中に他市の方もいらっしゃるんですが、湘南ボーイズという野球のチームが存在してございます。

そこについてはなかなか優秀なチームで、結構活躍をされているということで、倉見共有地の皆さんの配慮によってそこをグラウンドとして提供していて、そこを少年野球、硬球の野球ですから、硬球を使用する野球でございませうので、一般的な使用というのは制限が加えられるところではございませう。かつてよりそこに共有地会のグラウンドを整備しているという上では、基本的には河川法の制約というのがございませう。

ただ、今現在の見解をお伺いしたところ、そこについては自由使用の範囲であると。河川も流水というか、流れをとどめてしまっはいけない関係から、そこに工作物等を存置するといったときには専用等のまた許可が、そこについては厳しい制限がかかってきます。ただ、そういう使用を現在にはしていないという判断から、そこについては自由使用という判断を下しているというふうには見解としては伺ってございませう。

そのグラウンドが使用できないということになると影響も考えられるということで、神川橋上流は神奈川県管理でございませうので、そちらのほうの代替ということで、グラウンドの移設も含めて今検討を加えていただいていると伺っております。町としても、藤沢委員さんのほうからもお話がありましたが、その実施段階において協力をするべきところは協力もやぶさかではございませうし、いろいろ調整には入っていきたいと考えているといった経緯がございませう。

グラウンドについては以上です。

(中村会長)

よろしいですか。

(綾木委員)

はい。ありがとうございました。

(中村会長)

ありがとうございました。

そのほかご質問ございますか。

(藤井委員)

2つお伺いしたいんですが、1つは事務局にお伺いしますけれども、過去の意向調査を始められたという話ですが、きょうは全く資料がないんですが、今まで聞かれたところでの反対だとか賛成がどうだったのかというのをご説明いただけないでしょうか。いただけるのであれば、簡単にでもいただければと思います。

藤沢委員さんにお伺いしたいのは、先ほどからお話を聞いていると、県に対しては藤沢さんは随分、例えば敬語も使われて、丁寧な表現をされていたんですが、県と町というのは、この場合は、ほとんど計画主体としては多分合意した同一主体のように思えるんですが、そこを区別される理由は何かというのを最後に簡単にご説明いただければよろしいかと。

その2点です。

(中村会長)

じゃ、まず。

(新倉部長)

意向調査についてちょっとご報告させていただきます。配布はしているんですけども、回収がまだ終わっていませんので、この場では報告はできません。

(中村会長)

あと、藤沢様、ご質問ですが、どうぞ。

(藤沢委員)

2つほどありました。私どもは今回の意向調査については、第7次の線引きを控えて、おおよそそういう場面も来るだろうと。町が調査を始める、アンケートを集約するのではなかろうかという情報も察していました。そこで私どもはアンケートをとる場合は、あるいは戸別訪問をした場合は、例えばこういうこととこういうこととこういうことを回答いただきたいということで町職員が訪ねた場合、これは答えられたものについて〇×、あるいは記録された原本を地権者に置いてきてくださいねと。副本を持ってきてください。副本は町のほうでお持ちになる。

ということは、1軒の家へ必ず男が行くとは限らない。ご婦人だとか子供の場合、2人、3人で来られて、玄関先でこうやられると、1つには早く帰ってもらいたいから、こうですか、ああですかとやれば遠慮してしまう場合と、いま一つ最も大きな地元の話題というのは、アンケートで調べて集計されたものと地元の人意見とが全く違っちゃっている。前回はそうだったわけです。だから、それは今でもえらい議論です。だからこそアンケートの原本を地元へ置いていくなり、何なりしてくださいよというのが今の私どもの運動ですよ。

ひどいのがありますよ。それは役場と言わず、プロが入ってきておられるのかどうか、1年半ぐらいだか2年だか前、やはり戸別訪問をやられると、孫がそう

いう人たちが来ると泣き出しちゃって、新幹線要らないとか、お孫さんがあっちこっちで泣く。それと、役員で来ていられる方々にその場で置いていってくれと言ったけれども、置いていってくれないで整理をして持ってこられたものは、まるっきり違っちゃっている。だから、それは町の職員、町長と対談したときにも厳しく言った。だからこそ原本は置いていってくださいということです。

それと、集計が全く違っちゃっています。前回おやりになられたときには、例えばまちづくりについて賛成は28.何%、そして条件によっては賛成しますというものが三十何%、合わせると62.何%賛成ですよと。全くけしからん。条件によって賛成ということは、条件によれば全く反対のことになっている。そういう集計はやるべきではないよと言っているんですけども、その答えは出していけないとなる。

それから、2つ目の多分共有地の問題は、さっきありましたけれども、このグラウンドというのは単なるグラウンドを入れかえてくれということじゃなかったわけなんです。

このグラウンドというのは、確かに少年野球で全国制覇した湘南クラブが使っておられますけれども、相模川の河川敷というのは全国でも有数の民有地の多い一級河川なんです。これは全国で片手の中に入るくらい民有地が多い。

けども、県はこれから徐々に公共事業に合わせて買収をしていきますよということだったんですけども、先ほど示されたあのグラウンドのずうっと上流、海老名境に県土木は昭和57年に大きく改修工事をやったんです。永池川という座間、海老名を通過して寒川に。前は日本鉱業さんの敷地の中へ入っていたけれども、それを今度は私どもの倉見の共有地の中へこういうふうを買っちゃった。それは地元には全く無断でやってしまった。地元130人の地権者には全く無断でやってしまわれた。

そして、私どもは倉見共有地会の新たな組織を結成して、県へも町へも何で無断でやってしまうんですかと。これはちゃんと区切りをつけてくださいということで、それこそ30年間県といろいろ議論してきました。それと同時に、町とも議論できました。町は、スライドの相模線という線のところに私どもの共有地があって、それは町と、それからそばにある大きなJXという企業とで、私どもの共有地へ60ミリの排水管を埋め込んで、私どもの共有地へたれ流しを今でもしています。これだけお天気が続いても今でも水が流れています。それも28年間ただで使いつ放し。

ですから、グラウンドをこの際何とかしてくださいということで、県も今までのものについては補償はしませんけれども、じゃ、どうですかと。この低水敷のグラウンドが法に触れることは私らも十分承知しながらきましたけれども、県は全てを高水域へつくってやりましょうよと言ってくださっているわけです。です

から、県からは副知事さんがとうとう、去年の12月から今年の4月までに4回も見えていただいた。もちろん局長さんもその前後には来ました。随分とシビアな交渉を重ねて、そういうふうに県は進めてきた。だから、意見書の中の最後のほうにも、県からはご配慮いただいたということをはっきり書いた。今の段階ではそういうふうに思っているわけなんですよ。

けど、町はただの一度も、今まで相模線の北方のあそこのところについてはこうしようという意見は出してくれてなかった。そういうものが全て絡んでいるから、言うに言えないものがある。

(中村会長)

ほかにご質問ございますか。

(綾木委員)

ご意見よろしいですか。

(中村会長)

はい。

(綾木委員)

意見書の中の類型Cなんですけれども、ここで柳島寒川線反対ということになっているんですけれども、理由はそこに書いてあるとおりなんですけど、一部だけ膨らませて、しかも部分的な施工プランは意味がない、無駄な投資はやめられたいということなんですけど、これは反対ということになっているので、今、4車線にするところを全部2車線のままとすることなのか。それともずうっと膨らませて、4車線のままをもう少し広げてくださいということなのか、ちょっと伝わらなかったんですけれども、どういうふうに解釈したらいいのか。12名の意見もちょっとあるので、何かほかにわかっていたらちょっと教えていただければと思います。

(新倉部長)

こちらの意見といたしましては、海老名境まで4車線で持っていったらどうなんだろうというご意見だと思います。将来的に宮山線という湘南台から北インターに来る道路、それと今ちょっと話題になっている橋の部分、その間に車が集中する関係で、その部分だけ交通量が多くなってしまうので、現在のところはその区間4車線という形で考えています。

以上でございます。

(中村会長)

ということは、分車でやるのは反対だという意味なんですか。

(新倉部長)

交通量的には2車で間に合ってしまうということ。

(中村会長)

今のところの与えられる条件で計算するとですよ。

(新倉部長)

はい。

(中村会長)

ほかございますか。

そうしますと、大事な話をたくさん聞かせていただいたと改めて思っております。特に前半のところ、これまでいろいろなことがあったということなんですけれども、少しずつ動き出していく中で、でも地元の方々の不信感というのは何とかしていかなきゃいけないということだと思いますので、膝詰めという言葉が出てきましたけれども、積極的にやっていくということは町のほうでも了解されているんだと思います。

それから、あともう一つは、最後の話もそうですけれども、途中でもありましたが、まだ不確定要素が多い案件です。したがって、今後の状況によっては見直すということは当然、また都市計画の見直しとかあり得るんだろうとは思っています。ですから、僕としては、議事録に残すか、附帯意見にするか、これからお伺いしますけれども、この先、まちづくりにかかわっているいろいろなことが絡んでいる案件ですから、地元きちんと入って継続的に、膝詰めと書くのはよくわかるが、取り組んでいくということと、それからほかの条件が変わっていったときの見直しというのは積極的に検討するということは、ここで確認したほうがいいと思います。

ただ、ちょっとご相談は、今ここでこうやって発言していますので議事録には残ると思うんですが、附帯意見にするか、ここでこのメンバーで確認できれば、それでよしとするかということはお話ししたいんですが、どうでしょう。

(加藤委員)

今のお話とは違うんですけども、1つよろしいですか。

(中村会長)

どうぞ。

(加藤委員)

ちょっと質問というか、確認ですが、今回の前に報告ということで、3回都計審で議論があったわけです。倉見大神線の話なんですけれども、そのとき、これは4車線で決定したいということなんですけれども、それは新幹線の新駅ができない場合にも4車線24.1メートルの幅員ですね。公共交通部というのがわりと柔軟に考えられると、新駅ができなかったとしても。それが見解として出てきたのが大きかったかなと認識しているんです。

先ほどもご説明がありましたけれども、私の認識としては、新駅ができなかった場合、都市計画決定をしても、公共交通部も含めた4車線を柔軟に活用できる

んだと思込んでいたんですが、先ほどのご説明だと、最後の13ページ目のところに行くと、やっぱり都市計画の変更が必要なんですね、手続としては。その辺もう1回確認させてください。都市計画の決定の中では公共交通部も含めた形で。

(中村会長)

不足の分があることで？

(加藤委員)

ええ。ですけれども、そこまでは決定事項じゃないと私は認識していたんですけども、この13ページを見ると、やっぱり都市計画変更が必要なのかなというふうに見えるんですけども、それをちょっとご説明いただけますでしょうか。

(中村会長)

本当だ。そう。ちょっと13ページを見ていると、確認して……。ただ、今回、変更の概要は9ページですよ。

(加藤委員)

9ページですね。はい。

(中村会長)

ここを見ていると、そうだなと思ったんですけども、13ページ、事務局、いかがですか。

(新倉部長)

3回目でちょっとお話もさせていただいているんですけども、今回決めるのは道路の幅。その内容というのは、先ほどおっしゃっていたような公共交通部、一般交通部という分けがなくて、ただ幅でございます。例えば駅がなくて、縮小しちゃって、交通量が4車線に満たない場合、どうしても2車線になるといった場合は2車線でできてしまうので、そのときは幅の変更が必要になってきます。そういった意味でいいんですかね。

(中村会長)

だから、13ページの図面は想像して解釈すると24.1メートル、つまり4車線はもう要らないというぐらいまで条件が変わるときは、もう1回都市計画変更しなきゃいけない。今回決めるのは4車線であって、これまでの経緯があるから、それをバスかなんだかわからないけれども、公共交通部をどうするということはここでは言わないでいいですよ。

(新倉部長)

はい。

(中村会長)

この13ページの説明が少し読み取りにくいということだと思います。

(加藤委員)

| | |
|--|---|
| | <p>そうです。ちょっとあれっと思ったもので。</p> <p>(中村会長)</p> <p>今確認してもらってよかったと思います。</p> <p>(加藤委員)</p> <p>今のお話でしたらわかりました。</p> <p>(中村会長)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ということですが、話を先ほどに戻しますけれども、これ4回も変わったということとか、反対のご意見が多々あったということとか、その経緯を考えると、さっき申し上げた、これから先の町の取り組み方ということと、今後、いろいろな情勢が変わるときの対応という点は大事だと思っています。</p> <p>それをここで確認してもいいでよければいいし、附帯意見ということを出すほうがいいというご意見があれば、それをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。あるいはほかのことも触れられたということも含めて、あるいはこれは要するに基本的には答申としては適当と認めるというのが原案なんですけど、ただ認めるではいけないのではないかという様子が、この4回の議論でございますのでというあたりだと思っていますけれども、ここまでのところでご質問、ご意見があればと思いますが。</p> <p>(綾木委員)</p> <p>教えていただきたいんですが、資料2のほうに詳しく載っているみたいなんですけど、この中の倉見大神線です。寒川寄りだと思うんですが、2車線と4車線のそれぞれの区域の延長の長さが、2車線が220メートル、4車線が420メートルあります。それとその下に道路形式がありまして、ここでは構造的に500メートル分と、それから地表方式で140メートルという部分になっていますが、ここら辺の位置関係というのは今はっきりしているんでしょうか。スライドの8ページの中では詳しくは載ってないんですけども、今まで説明があったかもわからないんですが。</p> <p>(中村会長)</p> <p>確認しましょう。資料2の付属のA3の図がありますでしょ。それを開くと上のほうにあって、640メートル、平塚側420メートルを4車にして、寒川側に関しては、これは要するに当初の予定では公共交通部がこの先駅に直結するかもしれないので、構造を決めちゃうといけないので書いてないということと、具体的に構造はどうかということていくと、橋で渡っておりてくるということて一応ここには載っています。その他質問ありますか。</p> <p>(三堀委員)</p> <p>今の会長が諮られた内容なんですけれども、この場で変更があったときの場合</p> |
|--|---|

の確認をするのと、それから附帯意見として変更した場合は当然変わるということを書く場合を言われたんですけども、いずれにしろ今決めた内容が変われば、都市計画決定の変更という手続はしなきゃいけないですよ。ということは、附帯意見をつけなくても同じではないでしょうか。

(中村会長)

それは今の決めたことを変更する場合だけでも、今回これを判断するに当たってのバックグラウンドの条件があるけれども、そのバックグラウンドの条件が変わったからといっても変更の点が出なければ、変更になかなかならないことが多いんですよ。ですから、ずっと昔の都市計画なり前のほうをもんじやうのがありますけれども、だから念押しをしておくということの意味は、形は別としてもあるのかなという感じなんです。

ちょっと繰り返しだけでも、日本中の幾つもの事例で、開発の話はなくなったのに都市計画決定だけ残っていて、4車線でずうっと残っている。それをつくらなきゃいけないから、そこでは開発が規制されているというのもいくつもあって、それを見直すということもいくつもやっています。

ですので、今回、新幹線も含めて決まってないことをこれから調整することがいくつもあるとすると、そういうことはちゃんとモニタリングしながら、必要なときにやりましょうねって、ここで確認することは大事かなと。ただ、それをここだけで議論して、皆さんでシェアしていることでいいか、附帯意見に書くかはちょっとご意見を聞きたいということです。

(加藤委員)

附帯意見として、このパワーポイントの11ページ目にある、新駅ができなかった場合の対応についてはきちんと検討すべきであるということは入れたらまずいんですか。11ページの倉見大神線のところです。倉見大神線は必要なだけども、交通量との関係とか、公共交通ネットワークとの関係で新駅ができなかった場合の対応としてその中身、24メートルの幅員の中身については、きちんと社会情勢を踏まえて柔軟な対応をすべきであると。でも、24メートルしか決定してないんだから、そんなことを書くとおかしくなるのか、ちょっとその辺がわからなくなってしまったんですけども。

(中村会長)

駅ができないって具体的に言うと限定しちゃって、僕、わざとそれを変えたのは、駅のでき方にもいろいろあり得るので、状況が変わってしまうことのほうが多いのかなと思った次第でございます。

(加藤委員)

11、13ページ 11ページ、13もそうですけれども、11と13。済みません。これ、答申案は資料2の理由書のところに。

| | |
|--|--|
| | <p>(中村会長) そのままいくと理由書のままですよね。</p> <p>(加藤委員) ままですね。附帯意見の案はないわけですね。</p> <p>(中村会長) 今、附帯意見はないんです。だから、附帯意見としてつけるんだったら、これから文案をちょっと書いておかなくちや。</p> <p>(加藤委員) 新駅ができないと言ったら支障があるかもしれないので、社会状況等を踏まえとか、そういうやわらかい回答なりして。</p> <p>(中村会長) 今後の社会情勢を見きわめながら……。難しいです。それは抽象的か。新幹線新駅の計画見直しなどの状況変化に迅速に対応するべく、必要な場合には都市計画変更の提案を行う。どうかな。書いて出してみましよう、それで。それでまた見ましよう。</p> <p>(関口委員) 会長、できれば当面は入れないで、いずれにしても状況の変化が生じたときには、先ほど会長も言われていますように、また先生方も言われているように見直しをしなければいけないわけですから、そういった意味では当面は入れずにやられたほうが。</p> <p>(中村会長) 新幹線の新駅と言わずにという。</p> <p>(関口委員) 言わずに入れておいたほうが私はいいと思うんですね。</p> <p>(三堀委員) 私も同様なんですけれども、誘致ですので、いつとかというのではなくて、誘致活動をしている間はずっと誘致活動があるわけですから、その部分ははっきり書かないでいただきたいと思います。</p> <p>(中村会長) そうですね。じゃ、そうしましよ。</p> <p>(加藤委員) ということは附帯条件なしということですか。</p> <p>(三堀委員) いえいえ、附帯条件は構わないです。</p> <p>(中村会長) だから、今後、状況が変わればということなんですけれども、新幹線は誘致活動で</p> |
|--|--|

あるから、一方で町は誘致活動しているのに町が来ない場合と書くというのだと、合わないですね。そこは難しいところですね。

(綾木委員)

確かに附帯事項というのは書いておいたほうがいいんじゃないかと。これだけ今回の都市計画道路の決定が倉見地区のまちづくりに非常に関連して、その想定の上に全部成り立っているんですね。先行して、平塚地区のほうが先取りしていっているんで、アンバランスになっているんですが、今、倉見地区のまちづくり、新駅のほうがおくれているように思えるので、それがために今回新駅で細かいところが決まらずに、まだ皆さんが想定できなくて、結構中途半端な形に今なっていると思いますので、そういう絡みがあるので、何らかの附帯事項というのをはかけておいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

(中村会長)

附帯意見は不要だというご発言ございますか。特にないですか。よろしいですか。では、附帯意見の文案は、ちょっと済みません。

(藤井委員)

いえいえ、いいですよ。一任してつくっていただいて。

(中村会長)

僕の提案は、町の姿勢とこれからの取り組み方が1つと、それから状況によって見直すということだと思うんですけども、その2点でよろしいでしょうか。どうでしょう。よろしいですか。それでは、どうしましょう。今、藤井先生から細かいところは会長やっておけという感じのご意見がありますが、ここで確認しますけれども、お任せいただけますか、今の2点で。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、確認ですが、その上でですけども、この2つの神奈川県決定及び町決定でございますけれども、適当と認め、ただし附帯意見があるということにし、附帯意見に関しては町のこれからの地域に入っていく取り組み方のことをきちんとということと、不確定要素がまだ非常に多いことを踏まえて、今後、状況の変化に応じて迅速に変更の対応に取り組むことということ、最後の日本語の仕上げは会長にお任せいただきたいんですけども、これで答申とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(中村会長)

ありがとうございました。

そうすると、答申案は、附帯意見は今のことで後でも、附帯意見を除く答申案をつくるんですか。

(事務局)

今、スクリーンに出せるのは、附帯意見で、そこが空白になっているものだけつくる。それを皆さんここで入力して、スクリーンでご確認いただくということでしたらできます。

(中村会長)

でも、それはあとお任せというふうにしたので。そうすると、スクリーンには特に出さずに、あとは私必ずきちんとした文案を、きょうの皆様のご意見を踏まえてつくりますので、お任せいただきたいということで、特にスクリーンには載せずということ、答申書配布とかしなきゃいけないんですか。

(藤井委員)

やっぱりつくらなきゃいけないんだ。

(中村会長)

じゃ、休憩を少しいただいて、その間にすぐ仕上げます。

じゃ、ここで一旦休憩にします。

(休 憩)

(中村会長)

それでは、再開いたします。

藤沢委員は退席されましたが、会の成立要件を満たしておりますので、継続させていただきます。

では、本日の諮問に対する答申をいたします。

寒 都 計 審 第 2 号

平成26年7月30日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町都市計画審議会

会長 中 村 文 彦

茅ヶ崎都市計画道路（神奈川県決定）の変更について（答申）

平成26年7月30日付け、寒都第153号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

なお、当審議会としては、次の意見を附すことといたします。

記

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）

3・4・4号柳島寒川線の変更

附帯意見

1. 県は、地元関係住民と十分に協議を行い、今後の地区のまちづくりに取り組むこと。
2. 県は、今後の社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを適切な時期に実施するべく取り組むこと。

寒 都 計 審 第 3 号

平成26年7月30日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町都市計画審議会

会長 中 村 文 彦

茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）について（答申）

平成26年7月30日付け、寒都第154号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

なお、当審議会としては、次の意見を附すことといたします。

記

茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）

3・3・3号宮山線の変更

3・3・4号倉見大神線の追加

附帯意見

1. 町は、地元関係住民と十分に協議を行い、今後の地区のまちづくりに取り組むこと。
2. 町は、今後の社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを

適切な時期に実施するべく取り組むこと。

よろしくお願いたします。

(木村町長)

お時間かけていただきまして、ご審議大変ありがとうございました。ただいま3つの道路の案件に対しまして答申をいただいたところでございます。それぞれ附帯意見もついてございます。附帯意見の内容を十分町としても確認の上、地元町民の方々、あるいは関係者の方々と十分合意形成を図ってまいりたいと思っております。

また、倉見地区のまちづくりを支える骨格道路としての役割も当然ながらあるわけでございますので、早期合意形成に向けても引き続き進めてまいりたいと思っております。

今後も専門的な立場からご指導、ご鞭撻をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

(中村会長)

ありがとうございました。本日の議題はこれで全て終了となります。ご協力ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

(常盤部長)

会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の3「その他」に移らせていただきます。事務局から線引きの取り組み状況について、担当からご報告させていただきます。

(事務局)

本年の3月、昨年度の第3回の審議会で、第7回線引きのスケジュール等をご報告させていただいたんですけれども、現在までのところまだ事務的なやりとりでこういった素案がまとまるですとか、人口のフレームが決まったとかという動きがない状況でございますので、次回以降に詳細な内容をご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

(常盤部長)

担当からの報告でございました。

委員さんからは何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日予定しておりました内容は以上で終了となります。

本日は大変お忙しい中ご出席いただき、またご審議いただきまして、まことに

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、平成26年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p> |
| <p>配付資料</p> | <p>資料1 茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）</p> <p>資料2 茅ヶ崎都市計画道路の変更（寒川町決定）</p> <p>資料3 都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）</p> <p>参考資料 説明用スライド資料</p> |
| <p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p> | <p>出席委員全員により承認 （平成26年9月9日確定）</p> |